

The Hashima Chamber of Commerce & Industry

はしま会議所タイムズ

羽島商工会議所

〒501-6241 岐阜県羽島市竹鼻町2635番地 TEL(058)392-9664 FAX(058)392-6708
E-mail info@hashima-cci.or.jp URL:http://www.hashima-cci.or.jp



第18回
羽島商工会議所会員企業従業者表彰式

従業者表彰式を開催

11月11日(水)、アンディアーモラルテンツアホテルにおいて、第18回会員企業従業者表彰式が行われ、各企業より推薦を受けた20名の従業者の方々が表彰されました。

式典では、松井市長と長谷会頭が一人ずつ全員に表彰状を授与し、松井市長、山田県議会議員、糟谷市議会議長よりお祝いの言葉をいただきました。

また、武藤外務副大臣からのお祝いメッセージも届き披露されました。

その後、当所清水専務理事が羽島をより深く知っていただくとうと、「羽島市はどんなところ」をテーマに、羽島市の歴史や産業についてスクリーンに投影をしながら詳しい説明を行いました。

新春講演会開催のお知らせ



テーマ

世の中なぜウソが
まかり通るのか

講師

武田 邦彦氏
(中部大学教授)

日時

平成28年2月12日(金)
午後6時30分～午後8時

場所

羽島市文化センターみのぎくホール

入場無料 (要整理券)

新春賀詞交歓会を開催します

新年を迎えるにあたり、当所主催の新春賀詞交歓会を開催いたします。年始の何かとお忙しい時期かと存じますが、新年のごあいさつに、会員相互の親睦にも是非ご参加ください。

【日時】平成28年1月8日(金) 午後6時より

【場所】羽島市文化センター 401 大会議室

【参加費】3,000円

(当日徴収いたします)

尚、当日は名刺をお持ちください。



- 2ページ：部会視察研修報告
- 3ページ：メッセナゴヤ開催報告、中部経済産業局からのお知らせ、消費税転嫁対策セミナー開催報告
- 4ページ：年末調整窓口相談開設のお知らせ、プレミアム付き商品券有効期限のお知らせ

各部会視察研修報告

一般工業部会

一般工業部会(岩田勝美部会長)では、11月10日に長野県塩尻市の株式会社を視察しました。(参加者23名)

初めに平林社長から会社概要について説明を受けました。

当社は、鍛造・打ち抜き加工等をプレス機により行い、精度が高く複雑な自動車部品等を製造しています。切削加工によらず精度の高い製品を製造するため、自社で超精密な金型を製作して使用しています。

説明を受けた後、環境変化を避けるために地下に建てられた工場を見学しました。



金融・保険部会

金融・保険部会(安田正樹部会長)では、11月16日に那覇市の国際通りで沖縄離島の特産物を販売している「離島マルシェ」で研修を実施しました。(参加者5名)

研修では、「地方を元気に！日本を元気に！」を本



の魅力を世界に！」をコンセプトとし、この店舗を支援している、株式会社の花咲宏基取締役より、現在訪日客のインバウンド消費は年6兆円、2020年には10兆円の消費が見込まれている、この訪日客の消費意欲をどう取込むかが地方経済を救うカギであるとして、今行っている取組みについて詳しく説明していただきました。

運輸・通信部会

運輸・通信部会(安田治部会長)では、11月18日、視察研修を開催しました。(参加者36名)

京都は明治維新の折、遷都により産業衰退、人口減少が懸念され、その対策の一つとして観光振興を進めていました。現在では、外国人旅行者など多くの観光客を呼び込んでいます。

一行は初めに、三十三間堂、次いで昨年改修を終えた宇治平等院を視察しました。平日で雨にもかかわらず、どちらも観光客が多く訪れていました。今後、観光産業振興を進めるためには、観光資源の発掘と適切な情報提供、受け入れ態勢の整備が必要だと感じた視察でした。



繊維工業部会



11月19日に繊維工業部会(神戸孝美部会長)では、オムロン株式会社と社会福祉法人太陽の家共同出資会社として設立したオムロン京都太陽棟を視察しました。(参加者45名)

同社の従業員の大部分が障がい者であることから、ひとりひとりの持っている能力を最大限に生かすという考えのもと、作業環境の改善や、より能力を発揮することができるよう身体的機能を補う治具・補助機器の導入を進め、知恵を結集して他社にはない独創的なものづくりをしていることを学びました。

繊維加工・卸部会

繊維加工・卸部会(平崎千里部会長)では、11月30日に富山県氷見市にある和服縫製・和服縫製機械等開発販売を行う株式会社を視察(参加者9名)し、白石小織社長に工場内をご案内いただきました。

同社は従来手縫いで行われていた和服の縫製技術を機械化し、独自の生産ラインを生み出しました。お客様の寸法を入力すれば印無しでも正確に縫い上げることができる仕立てマシンや、1台あれば職人の運針を全て行い、着物を仕立てることができるマシン「卑弥呼」など、これまで見たことのない独特の機械の動きに皆さんは目を奪われ、また生地の縫い目を細かく確認しては非常に感心されていました。



一般商業部会

11月25日(水)に一般商業部会(浅井勝利部会長)では、商業先進地の視察研修を実施しました。(参加者41名)

平成24年9月からおよそ二年間かけて修復が行われた宇治平等院、そして奈良の大仏など悠久の歴史を感じさせる奈良公園一帯を訪問しました。それぞれ訪問先にある各商店などは、世界遺産として海外からのお客さまをもてなす機会が大変多く、その店員さんの接客への情熱に触れることができました。また、バスの車内での情報交換を通して会員事業所間での交流をさらに深めることができました。



メッセナゴヤ2015

11月4日(水)～7日(土)、名古屋市のポートメッセなごやにおいて日本最大級の異業種交流展示会「メッセナゴヤ2015」が開催されました。この展示会は、全国・世界から1,300社以上が出席し、延べ約6万4千人が来場する大規模なものです。

当所からは(株)岩田鉄工所、幸栄テクノ(株)、テクノード(株)の3社が出席し、各社自慢の技術・製品等をPRされました。名刺交換や取引に関する相談などが活発に行われ、出展企業の方々は、「新たなビジネスチャンスが広がった。」と非常に喜んでおられました。



消費税転嫁対策セミナー

税務署員による「消費税とマイナンバーの説明会」を開催

11月25日(水)当所会議室にて、岐阜南税務署 個人課税第一部門 統括国税調査官 平野禎信氏を講師にお招きし、標記セミナーを開催しました。まず「消費税のしくみと実務」について、次いで年明けより利用開始される「マイナンバー制度について」の説明がありました。質疑応答では、参加者から多くの質問が寄せられ、消費税やマイナンバー制度について理解を深められました。



中部経済産業局からのお知らせ

改正個人情報保護法・マイナンバー制度への対応に関する説明会

経済産業省では、個人情報の保護に関する法律の改正を受け、個人情報及びマイナンバーの適正な取扱いの促進を目的に、中小企業者を対象とした改正個人情報保護法及びマイナンバー制度への対応に関する説明会を開催します。

- プログラム**
- ①改正「個人情報の保護に関する法律」の制度概要
 - ②「行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(マイナンバー法)」の制度概要及び「特定個人情報の適正な取扱い」に関する説明

- 対象** 中小企業者
参加費 無料
定員 50名程度(先着順)
お申込 下記経済産業省のサイトよりお申し込み下さい。
<http://www.metijoho.go.jp/>

岐阜会場

日時
 平成28年1月27日(水)
 10:00～12:00

場所
 岐阜大学
 サテライトキャンパス
 多目的講義室
 (岐阜県岐阜市吉野町6-31
 岐阜スカイウイング37 東棟4階)

小規模企業共済

経営者のための退職金制度です!
 小規模企業の個人事業主(共同経営者を含む)
 または会社等の役員の方が休業や
 退職後の生活資金、事業再建資金を
 あらかじめ準備しておく共済制度です。

おかげさまで、今年50周年を迎えました。



制度の特長

- ① **全国125万人**が加入
昭和40年に発足した実績ある制度で、現在は全国の経営者約125万人が加入しています。(H27.3未現在)
- ② **掛金は全額所得控除**
掛金は、全額が「小規模企業共済等掛金控除」として、課税対象所得から控除できます。
- ③ **受取時も税制メリット**
共済金の受取は、一括の場合は「退職所得扱い」、分割の場合は「公的年金等の雑所得扱い」です。

他にもこんな特徴があります。

- 契約者貸付けの利用が可能
契約者(一定の資格者)の方は、緊急時や災害時などに事業資金等の貸付けが受けられます。
- 共済金の受給権は差押禁止
共済金・解約手当金の受給権は、国税等滞納の差押え以外は差押禁止債権として保護されます。

※詳しくは、ホームページまたはパンフレットをご覧ください



無料相談窓口のご案内

種別	相談日等
金融 要予約	【日時】12月16日(水) 10:00～12:00 【相談員】日本政策金融公庫
記帳	●昼間 【日時】12月17日(木)・18日(金) 14:00～16:00 【相談員】本所職員
	●夜間 【日時】1月6日(水)・7日(木) 19:00～21:00 【相談員】税理士・本所職員
法律 要予約	【日時】12月24日(水) 13:00～16:00 【相談員】岐阜県司法書士会所属 司法書士「相続」「遺言」「財産管理」等身近な問題についてアドバイス！ お気軽にご利用ください。
経営 要予約	【日時】12月16日(水) 13:00～16:00 【相談員】(公財)岐阜県産業経済振興センター モノづくりコーディネーター(経営担当)

※開催場所は、すべて羽島商工会議所です。
※金融、法律、経営のご相談は、面談時間等の調整を行いますので、お電話にてご予約ください。

お問合せ 中小企業相談所 ☎392-9664

金融情報

金利のお知らせ(H27.11.1現在)

- 【日本政策金融公庫】
 マル経資金……………1.15%
 普通貸付……………1.25%～3.00%
 【羽島市融資制度】小口融資……………0.75%

※小口融資のお問合せ・お申込みは、
羽島市商工観光課(☎392-1111)まで

年末調整相談窓口を開設します

羽島商工会議所では、下表の通り年末調整相談窓口を開設します。納付期限が近づきますと大変混み合いますので、12月の給与・賞与が確定したら、お早めにお越し下さい。

マイナンバー制度について

平成28年1月以降支払う給与等の源泉徴収票には個人番号(マイナンバー)の記載が必要になります。お問合せ・ご相談は中小企業相談所まで(☎392-9664)

☆年末調整相談日程表☆

相談日	平成27年12月21日(月)～平成28年1月12日(火) (12/28～1/3と土・日・祝除く)
時間	午前9時～正午 午後1時～4時
場所	羽島商工会議所3F 研修室
ご用意ください	<ul style="list-style-type: none"> ■税務署から届いた書類一式 ■平成26年・27年分の源泉徴収簿 ■生命・個人年金・介護医療・地震保険などの控除証明書 ■国民健康保険・国民年金の納付証明書 ■ご印鑑
納付書について	納付書を紛失された場合は、早急に税務署へ連絡をし、再発行の手続きをしてください。

羽島プレミアム付商品券

利用期限が
間近に迫っています!

利用期限は

平成27年12月31日(木)です

期限を過ぎますと羽島プレミアム付商品券はご利用できなくなります。また利用期間に関わらず、未利用商品券の払い戻しはできませんのでご注意ください。



お酒を飲むあなたを
しっかりサポート
健康サプリメント スパリブ



詳しくは <http://www.life-fuji.jp>

不二精工株式会社 / 不二商事株式会社

LIFE DESIGN DIVISION

創業63年の実績
安全・信頼のブランド、羽島観光バスです。



岐阜羽島バス・タクシー株式会社 お気軽にお問合せください
岐阜県羽島市舟橋町宮北1丁目21番 ☎058-391-2205